

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和3年度第2回豊島区公文書等管理委員会
事務局（担当課）		総務部 総務課
開催日時		令和4年2月8日（火）13時30分 ～ 14時00分
開催場所		豊島区役所ほか
議 題		・新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針 について
公開の 可否	会 議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0 人 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委 員	篠原 あや子、下重 直樹、上代 庸平、根岸 幸子、早川 和宏
	事 務 局	総務課長、文書係長

審 議 経 過

委員長： これから令和3年度第2回豊島区公文書等管理委員会を開催します。事務局から本日の資料について説明してください。

事務局： 事前送付いたしました「豊島区新型コロナウイルス感染症対策に関する公文書の移管方針（案）」についてです。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長： 説明資料についてご意見・ご質問やご異議はありませんか。

なお、挙げられたご意見・ご質問については、次回、回答する形で進めさせていただきます。

(はい)

委員長： (1)の2行目「、又は」は削除してよいのではないのでしょうか。

2(1)②の2つ目「・」で「議事要旨」となっているが、「議事録」があるものも想定されるのではないのでしょうか。

2(1)③の「作成又は実施された広報の記録等」という表現ですが、「又は」でよいのでしょうか。作成せずに実施される広報はあるのですか。

「用いられた広報の記録等」にすると幅広く収集できるような気もしますが、新型コロナウイルス感染症に係る調査への回答・報告、統計資料はどこで読み込むのですか（保育所、幼稚園・小学校・中学校、医療機関、社会福祉施設、飲食店などに報告を求めているのではないですか）。

個票まではいらないと思いますが、集計した資料（会議資料になる前の、もっと詳細なもの）は政策決定の根拠として重要ではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症に係る国・都からの通知文はどこで読み込むのですか？廃棄してしまうと、区の施策に与えた影響を一体的に理解しにくくなるような気がします。

保健所等が作成しているであろう各種対応マニュアルは、どこで読み込むのですか。

C委員： 本部会議の所掌や機能についてももう少し詳しくご説明ください。

本部会議レベルの決定文書や会議での検討を基本にするのは良いのですが、当該会議は危機管理対応を中核とするので、感染症拡大に応じて展開された施策や事業を必ずしも網羅していないのではないかとこの点が危惧されます。

例えば、豊島区が独自に事業者向けに実施した助成や寄付金プログラムなどは原案の(1)(2)では該当しないように思われますし、「教訓」とまでは言えないので(3)でも当たらないかと考えました。

本部会議について、(1)は「新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部会議」を含まず、(2)では含むかたちになっています。この違いは何でしょうか。

次に意見として、(1)の柱書き(本文)と、列挙された①～③までの関係が必ずしも明瞭ではありません。A.本部会議の報告・決定文書 又は B.法令に基づき区が実施した対策に関する文書のうち、①～③に該当するものなのか、あるいはA・Bの内容を例示すると①～③なのか、ここをはっきりさせないとわかりにくいように思います。

原案ですと、本部会議の記録自体は(2)で保存対象に該当するので、(1)と②で一部重複があるように読めます。(1)の柱書きの記述を、例えば「(1)豊島区が新型コロナウイルス感染症対策のために実施した、以下の～③に該当するもの」ように変更してはいかがでしょうか。

次に、(2)について。重要な局面で「区長メッセージ」が出されていますが、これは会議資料に含まれているのでしょうか。本部長としての区長の権能にかかわるものであれば、②などとして立項しておくのが良いのではないかと考えました。

最後に(1)②事案の決定等を伴わない会議について、末尾の包括条項に加えて、レク資料まで細かく例示がある一方で、(2)については①で会議資料、議事録と、事務の最終局面のみが対象になっているのが気になります。会議での報告や決定、本部長(区長)指示の経緯に関する記録も含むような記述にしておく必要があるように思われます。

D委員： 基本的な質問で恐縮ですが、2(2)の「豊島区新型コロナウイルス感染症対策本部会議」と「新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部会議」とはどう違うのですか。

(1)②の「事案の決定を伴わない会議」となる会議体は、どのようなもので、どれくらいありますか。例を挙げてお示しただけると幸いです。

委員長： 挙げられたご意見・ご質問を受けて、追加のご意見・ご質問はありますか。

A委員： 先生方のご意見をお聞きして、そもそもコロナが発生した時(2020年1月頃)から、どのようにコロナ対策担当部署を立ち上げたのか、それは今日では、区長管轄(直轄)の本部会議として集約されているのか、教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします

委員長： 挙げられたご意見・ご質問に対しましては、次回開催時に事務局より回答いたします。

事務局： 事務局から連絡事項を申し上げます。

次回の開催は、2月14日(月) 13時30分からメール開催いたします。

案件としましては

① 今回頂いたご意見・ご質問に対する回答

② 出資法人等の文書の管理状況調査の結果
を予定しております。

どうぞ宜しくお願いいたします。以上でございます。

委員長：それでは、本日の審議はこれで終了します。

ありがとうございました。（終了）